

# 待機児童問題解消を目指して<sup>1</sup>

---

## 経済学的視点から見た解消プロセス

関西学院大学 上村敏之研究会 社会保障分科会

内田彩美

加藤琢也

末永貴大

藤本真希

宮城綾

2014年11月

---

<sup>1</sup> 本稿は、2014年12月13日、12月14日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2014」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、上村敏之教授（関西学院大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

# 要約

---

現在日本では少子高齢化にもかかわらず待機児童数は増加しており、国の待機児童数の算出定義によれば、2013年4月時点で22,741人にも上っている。

本稿ではこの待機児童問題を解消するための政策を検討する。まず保育政策に力を入れている西宮市へのヒアリング調査により現状理解をはかる。次に待機児童の発生は、需要サイドに問題がある超過需要によって起こっているのか、供給サイドに問題がある供給不足によって起こっているのか、先行研究のサーベイを行うことで調整する。

その結果を踏まえて、待機児童問題は、核家族化・共働き・離婚の増加など女性を取り巻く社会環境の変化や、現行の保育制度が抱える問題など複数の要因が重なり起こっていると仮説をおいた。そこで待機児童数の増減に強い影響を与える要因を探るため、データを収集して実証分析を行う。この回帰分析では、非説明変数に待機児童率、説明変数に待機児童増加の一般的な要因または関連があると考えられる変数を用い、2005年～2010年までの中核都市43市のデータを用いる。その結果、保育所数を増やすことと各家庭の所得を増やすことが待機児童解消に強い影響を与えるのではないかと考えられる。

以上のような考察を踏まえて、本稿では

- ① 保育料の規制価格の撤廃
- ② バウチャー制度
- ③ 保育保険
- ④ 保育所監査制度

これら4つの政策を提言する。

まず今まで認可保育所に定められていた規制価格を撤廃し、国や地方自治体からの補助金をなくす。この政策により、保育市場への参入が容易となり、保育所数は大幅に増えると考えられる。次にバウチャー制度により、擬似的に各家庭の所得を増やす。これにより各家庭は保育所の選択肢の幅が増え、また在宅保育のインセンティブも高まる。このバウチャー制度に使われる財源は3つ目の政策の保育保険によって確保する。そして保育所数が増加することで保育の質が低下することが懸念されるので、4つ目の政策の保育所監査制度によって、保育の質の向上をはかる。本稿ではこれら4つの政策を行うことで、待機児童問題は解消されると結論づけた。

(キーワード：待機児童、ヒアリング、回帰分析)

## 目次

### はじめに

## 第1章 現状分析

第1節 (1. 1) 保育所の種類

第2節 (1. 2) 待機児童の定義と算出方法

## 第2章 西宮市へのヒアリング調査

## 第3章 先行研究と本稿の位置づけ

## 第4章 待機児童数増加の要因分析

第1節 (1. 1) 分析の概要

第2節 (1. 2) 変数の選択

第3節 (1. 3) 推定結果と解釈

## 第5章 政策提言

第1節 (1. 1) 保育料の規制価格撤廃

第2節 (1. 2) バウチャー制度

第3節 (1. 3) 保育保険

第4節 (1. 4) 保育所監査制度

### 終わりに

### 先行論文・参考文献・データ出典

# はじめに

---

日本の待機児童数は急激に増加しており、国の待機児童数の算出定義によれば、2013年4月時点で22,741人にも上っている。このように、待機児童数が増加している原因としては、近年、ますます少子高齢化が進行する中で、女性の社会進出は活発になっており、核家族化・共働き・離婚の増加などの女性を取り巻く社会環境にも変化がみられることがあげられる。

これまでの日本社会では、結婚・出産後の大半の女性は働かないことが暗黙の前提として、制度・慣行が成立していた。しかし、結婚・出産後も仕事を続けたい女性の増加など、経済社会環境の変化の中で、そうした過去の制度にとらわれていることも、待機児童数の増加の一因であると考えられる。

つまり、男女問わず、仕事と子育ての両立を促すための保育サービスの充実化が求められており、そのためには、潜在的な保育ニーズに対応するための抜本的な制度改革が必要であるといえる。

後に詳しく述べるように、現行の保育制度には、保育料が低いため超過需要が発生していること、民間で働く保育士の賃金が低く、都市部を中心に保育士不足が発生していること、公費補助が多額である上に保育施設に対する規制が厳しく地方自治体も簡単に供給量を増やせないことなど多くの課題があり、それらを要因として供給不足や超過需要が発生することで待機児童が発生している。そのため待機児童は、ただ保育施設を作るだけでは解決できない。

本稿では、待機児童が増加し続けていることを問題だと認識し、根本的な要因を分析によって見つけ出し待機児童問題を解消するための政策を検討する。まず、保育市場に関わるものを再定義、理解しなおし、現状理解として西宮市へのヒアリング調査を行う。その後、保育市場の経済分析に関する検討を行い、その結果を踏まえて、待機児童問題を引き起こす要因について仮説を立てる。さらにその仮説を基に、中核都市のデータを用いた実証分析を行い、待機児童数の増減に強い影響を与えている因子を抽出したうえで、政策提言を行う。

# 第 1 章 現状分析

---

## 第 1 節 保育所の種類

保育所は市町村が運営する公立保育所と、民間が運営している私立保育所がある。そしてその保育所は大きく分けて認可保育所・認可外保育所・認証保育所の 3 種類に分けられる。

認可保育所は国の定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県や市等の地方自治体から認可された施設のことを指す。①建物や屋外の遊び場等の設備②保育士・調理師等の職員③保育時間④保育内容について厚生労働省及び都道府県等が基準を定めており、その基準が守られているのか定期的に検査される仕組みである。

認可保育所は公費により運営されていて、大幅な公的資金補助があるために保育料が比較的安いという特徴がある。その一方で規制に従って運営されているために、延長保育や一時保育などの個々のニーズに応えられない面もある。認可保育所は 2012 年 3 月 1 日において 23,202 か所存在する。（「厚生労働省社会福祉行政報告例」）

認可外保育所は様々な設置基準の関係で、国の許可を受けていない保育施設のことを指す。認可保育所が満たしている基準は適用されていないが、児童の安全確保の観点から必要最低限の基準は定められている。認可外保育所の中には①企業が従業員のために設けた事業所内施設②市町村が山間部等に設けた僻地保育所③それ以外がある。保育料の設定は各保育所施設が行うので保育料の差が存在するなど、各保育所によって違いがあるという特徴がある。認可外保育所は 2011 年 3 月 1 日において 7,579 か所存在する。

認証保育所は認可外保育所に含まれる東京都独自の制度のことを指す。従来の認可保育所では、設置基準等から大都市では設置が困難であり、また都民の保育ニーズにも応えられていなかったために新しい方式の保育所が創設された。駅前に設置することを基本としたものと小規模で家庭的な保育を行うものがあることや、保育料の設定は各保育所が行うが上限があることなどの特徴がある。

保育所は市町村が運営する公立保育所と、民間が運営している私立保育所がある。公立保育所は認可保育所に含まれる。私立保育所でも設置基準を満たしているものは認可保育所に含まれる。

## 第 2 節 待機児童の定義と算出方法

待機児童は厚生労働省により、「調査日時点において入所申込が提出されており入所要件に該当しているが、入所していないもの」として定義され、保護者が求職中の場合や、入所保留の場合などにおいての規定も細かく設定されている。

この定義に合わせて各地方自治体は待機児童を算出するが、保育所に入所できずに親が育児休暇を延長している場合や親が求職中の場合などを待機児童に含めるかどうかは、各地方自治体の判断に委ねているため、算出結果にばらつきがでてしまっているのが現状である。

この解釈の自由をうまく利用して待機児童の数を見かけ上小さくしている地方自治体もある。そのため、待機児童数の曖昧な定義には問題がある。この問題から、潜在的待機児童が生じている。

潜在的待機児童とは、認可保育所に入所することを諦め、親が育児休業をもらうなどして在宅保育をするか、もしくは認可外保育所や保育ルームなどに入所する統計には現れない潜在的な待機児童のことである。待機児童が全国で約 2 万 5 千人というのに対して、潜在的待機児童は全国で約 80 万人いると言われている。この潜在的待機児童は、地方自治体が保育所を増やすなどして待機児童数を減らすたびに顕在化してくるので、待機児童がなかなか減らない大きな要因の一つである。

そこで、身近な保育市場の現状を把握するために、実際に待機児童数ゼロを実現させた中核都市<sup>2</sup>である西宮市にヒアリング調査を行った。

---

<sup>2</sup>都市圏、または生活圏の各となる機能を備えた都市。

## 第2章 西宮市へのヒアリング調査

本章では、西宮市こども支援局子育て事務局児童福祉施設整備課の方にヒアリング調査を行った結果を示す。表1は質問票である。

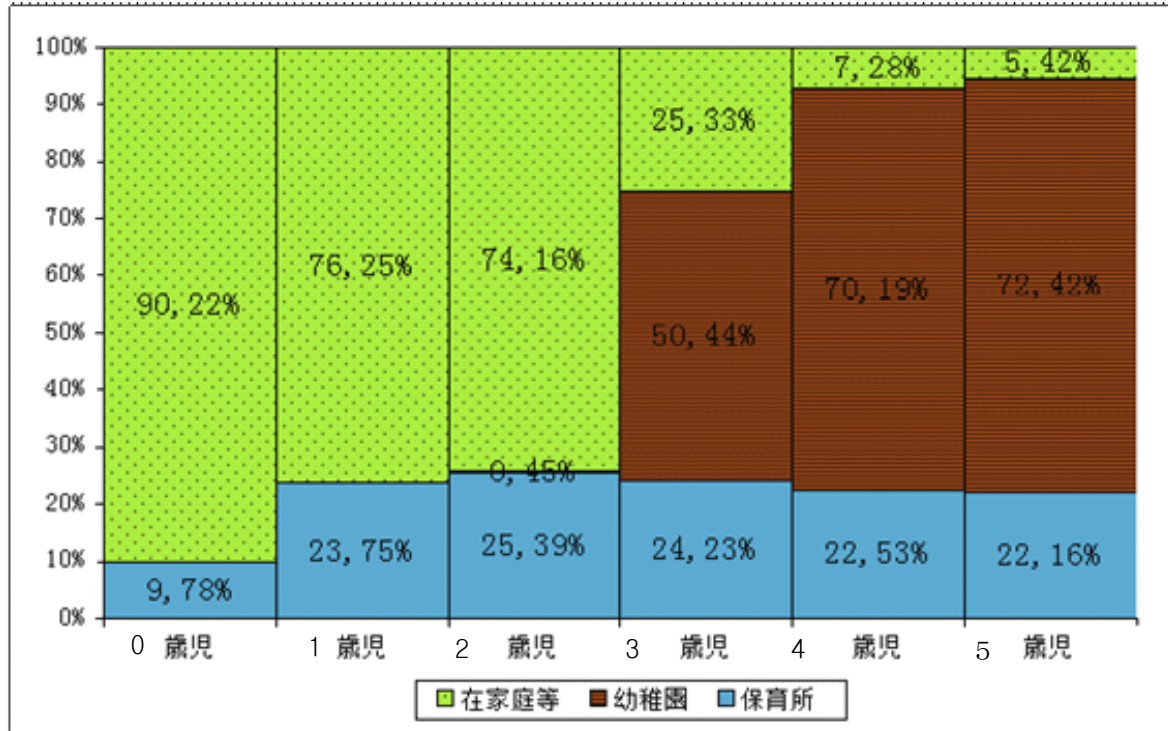
表1 質問票

	主な質問	回答
①	西宮市の待機児童の決定要因とは	保育所の数が足りないから
②	西宮市の財源確保はどこからなのか	西宮市の保育支援にあてる財源の割合を増やした
③	西宮市が待機児童ゼロを達成できた決定要因は	50施設を越える保育ルームをつくった (ニーズの多い1・2歳児をターゲットに)
④	保育所の運営費は今後下げていくのか	ある程度配慮してあるので引き下げない
⑤	保育所は余っているのに潜在的待機児童がいることに対してどうアプローチしていくのか	今後保育ルームを増やしていく・在宅保育の支援を充実させていく
⑥	西宮市の保育士に関する問題があるならばどれくらい深刻なのか	西宮市においてはそれほど深刻ではない
⑦	民営化のメリット・デメリットとは	メリット：低コスト デメリット：民営化による子どもへの影響
⑧	西宮市の今後の課題は	幼稚園の活用・今後も伸びる保育ニーズへの対応・「ハコ作り」以外の政策
⑨	保育の質が下がることに関して	もともとゆとりのある施設をつくっており、必ず国の基準を満たしている

備考) 筆者作成。

西宮市の現状として市内の人口は、1996年以降増加を続けており、2013年6月1日現在では485,888人となっている。一方、就学前児童数(0歳～5歳児)は、2006年の207,373人をピークに減少しており、2013年5月1日現在では28,065人となっている。また、就学前児童数については、2012年6月の「西宮市の将来人口推計」で、今後も減少傾向が続き、2018年度には24,183人まで減少すると予想されている。

図1 年齢別就学前児童の居場所



【出所】健康福祉局 こども部 児童福祉施設整備課「保育所待機児童解消計画について」より引用。

就学前児童数の現状として、約半数が在家庭等（認可保育所や幼稚園に通う児童以外、認可保育所施設利用者を含む）で保育されている状況となっている。「保育所入所数」及び「保育需要率」は年々増加を続けているが、「幼稚園入園率」は多少の増減はあるものの、30%前後で推移している。施設の状態として、保育所については、定員を超えて入所している施設が多くなっているが、幼稚園については、定員に満たない施設が多くなっていることが現状である。

西宮市では、人口及び就学前児童数の増加による保育需要に対応するため、保育所の施設整備を積極的に行い、1993年度から2010年度にかけては、13施設（保育所分園を含む）の整備等により777人の定員増を図った。これにより、待機児童数は、2003年度の284人から2007年度には36人へと減少したが、2008年度からは再び増加に転じ、2010年度には過去最高となる310人となった。

この状況を受けて、2010年度以降の3年間では、新設保育所10施設（保育所分園や認定こども園を含む）の整備等により839人の定員増を図った。特に、待機児童の多くを占める低年齢児（1、2歳児）に特化した対策として、賃貸物件を活用した民間保育所分園や保育ルームの整備を集中的に行うとともに、地域的には夙川地区（阪急夙川駅、苦楽園駅、JRさくら夙川駅周辺）や瓦木地区（阪急西宮北口駅周辺）といった保育需要の高い地域での整備を重点的に行った。

2013年では4月入所の希望者は1,868人と、去年に比べて142人増加したが、2012年度では、保育所や保育ルームの整備により420人の受入枠を拡大したことから、2013年4月1日現在の待機児童数はゼロとなった。しかし、この待機児童については、あくまでも厚生労働省の定義に該当する人数であり、保護者が、求職活動中や育児休業取得中である



こと、また、特定の保育所のみを希望するといった理由で保育所や保育ルーム等に入所できない児童（入所保留児童）は 250 人となっている。

一方、入所希望と受け入れ先のアンマッチにより、4 月当初では、保育所や保育ルーム等を合わせて 469 人分の空き枠が残った。保育需要については、共働き世帯の増加や核家族化の進行など子育てを取り巻く社会状況の変化により、今後も増加傾向が続くものと予測している。

また、現在は、各保育所において定員弾力化<sup>3</sup>を行っているが、今後は保育環境の向上を図るためにも、定員の弾力化率を引き上げていくことが必要である。厚生労働省の定義する待機児童には該当しないが、保育所や保育ルーム等に入所できていない方が多くいることや、定員弾力化率を引き上げるためにも、当面は、引き続き一定数の保育所整備が必要である。

一方では、就学前児童数が減少傾向にあることから、将来的には定員割れの生じる保育所が増えることが懸念される。したがって、今後の待機児童対策としては、当面増加傾向にある保育需要に応えるための量的拡大と、将来の少子化を迎えた時の収束方法を見据えた検討が必要となる。

また、国では、2015 年度から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」で、幼保連携型認定こども園への以降への以降や幼稚園、認可外保育施設の活用についての検討が行われており、国の制度設計を見据えた取組みについても検討が必要である。こうしたことから、今年度では、具体的な対策として、以下の事業を検討する。

#### (1) 賃貸物件を活用した保育所分園の整備について

賃貸物件を活用した保育所分園の整備については、保育所の新設整備と比べて、保育需要や利便性の高い地域での整備が可能となる。また、開園までの整備期間も短く、特に申し込みが多い 3 歳未満児を対象としていることから、効果的な待機児童対策として、2010 年以降、阪神香櫨園、J R 西宮、阪急苦楽園口、阪急夙川の各駅周辺で整備を進めてきた。保育所分園については、保育需要の地域偏在や年齢偏在を補完する機能があり、市内で保育所を運営する法人が整備することから、将来、保育需要が低減した際の収束も容易となるので、引き続き取組みを進めていく。

#### (2) 保育ルーム制度の拡充について

保育ルームについても、賃貸物件を活用した民間保育所分園と同様に、保育需要の地域偏在に対応する有効な待機児童対策として取組みを進めてきた。現在は、市が認定した保育者による 47 施設を運営しているが、今後は、認定保育所や認可保育施設を運営する社会福祉法人等に運営を委託することについて検討していく。

#### (3) 幼稚園の活用や認可外保育施設の活用について

「西宮市幼児期の教育・保育審議会」からの答申や子ども・子育て支援新制度に係る国の動向を注視しつつ、具体的な取組みを検討していく。

#### (4) 保育の質の向上について

<sup>3</sup> 定員以上の受け入れをすること。

西宮市では、これまで、待機児童の解消に向けた保育の量的拡大と合わせて、質の向上についても取り組みを進めてきた。

2011年には、国が待機児童対策の特殊措置として打ち出した面積基準を緩和する対象となったが、保育環境や児童の安全を確保する観点から、基準緩和を行うことなく、受入れ枠の拡大を図った。また、従前より、園庭の措置や乳児室の面積、4歳以上児に対する保育士配置の3点については、国基準を上回る運用をしてきた。さらに、2013年4月からは、民間保育所の1・2歳児に対する保育士配置を6:1から5:1に改善して、効率保育所と同様に国基準を上回る保育士を配置している。

保育ルームについては、これまでも保健師による巡回指導を行ってきたが、専任の支援員として保育士を4名配置して、保育に対する助言を行うなど、運営に対するサポート体制を強化した。

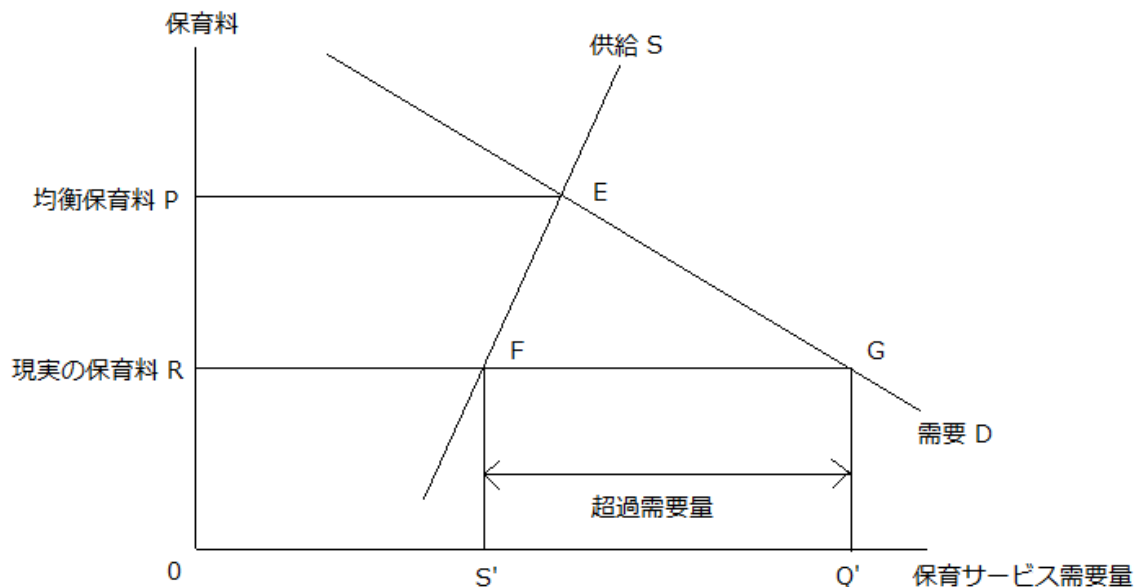
このように西宮市では様々な対策を行い、待機児童数ゼロを実現させることができた。しかし保育ルームに関しては、子どもが3歳になったら再び保育所を探す必要が出てくるなどの問題点も存在する。今後は、保育所の増設にも限界があるため在家庭や幼稚園の活用へのインセンティブを強化する必要がある。また、乳幼児期の学校教育・保育、子育て支援に対するニーズを把握する調査をしていく必要もある。

## 第3章 先行研究及び本稿の位置づけ

待機児童を取り巻く現状と西宮市へのヒアリング調査をふまえると、待機児童が発生する原因としては、制度的・経済的原因があげられる。需要サイドに問題があって「超過需要」が起きているか、供給サイドに問題があって「供給不足」が起きているかのどちらかであり、多くはその両方が原因である。

周・大西（2005）と鈴木（2007）は保育サービス需給関係について述べている。現実の保育サービスは認可保育所と比べて、施設やサービスの水準に大きな差がない場合であっても、公的補助には著しい格差が存在している。すなわち、手厚い公的補助を受けている認可保育所の保育料は、認可保育所やベビーシッター等の在宅サービスの利用者の負担に比べて著しく低いことから超過需要が発生している。この結果、運よく認可保育所に入所できた利用者は手厚い補助を受け、入所できなかった利用者は相対的に高い料金を払って認可保育所以外のサービスを利用するという不公平を生じるとともに、認可保育所は不平等な競争を強いられている。

図2 保育サービスの需給関係



【出所】周・大西（2005）

この保育サービス需給関係を、グラフを用いて説明している。保育所市場の現状を簡単に描いたものが図2である。

保育サービスの需要曲線は D で描かれており、保育所には供給規制があるために、供給曲線 S は垂直に近い形になる。この場合、本来、均衡は E 点、均衡価格は P の水準になるはずであるが、公的補助金が投入されているために、価格が低く抑えられ規制価格 R の水準で固定されている。

このとき、価格が低く固定されているために、需要は G 点で決まる O-Q の量が発生してしまっており、割り当てられなかった S'-Q の人々は超過需要として、何の消費者余剰も得ることができない。大幅な超過需要が生じている理由として、現行の福祉としての保育所には多額の公費が投入されており、保育コストを下回る価格（保育料）が設定されていることが挙げられる。

このため、実際には保育所への入所を希望しながらも、待機解消が困難としてあえて申請書を出さない者や、就業自他を諦めているなどの「潜在的待機児童」を解消するためには、保育所の供給増加とともに、その保育料の適正化が必要とされる。現行の認可保育所には、母子家庭を含め、低所得者の利用者も多いが、他方で高所得者の利用者も一定比率に達しているなど二極化しており、必ずしも効率的な所得再配分政策とはなっていない。

この意味では、保育料は原則として均衡水準まで引き上げるとともに、低所得者についてのみ公費で保育料を賄う仕組みが、より合理的となる。

周・大西(2005)によると、現代の保育所に対する超過需要の原因となっているのは、主に女性の就業率の上昇、核家族化、経済の悪化の 3 点などが挙げられる。女性の 4 年生大学への進学率が 33% を超え女性の本格的な社会進出が進み、女性の就業率の増加によって保育所の需要が高まったのだ。また核家族<sup>4</sup>の増加によって保育所に子どもを預けなくてはならない環境の親が増加した。

八代・鈴木・白石(2006)においては、これらの 3 点などを前提として述べられているが、その確証はデータとして示されていない。しかし、独自で調べた実際のデータと照らし合わせたところそれらは正しかったとしている。

鈴木(2012)によると、現在の保育所に対する供給不足で問題となっているのは、保育所建設費や運営のコスト、保育士不足などである。表 2 を見ても、保育士の希望賃金と実際の賃金には差があることがわかる。

表 2 認証保育所保育士の賃金及び潜在保育士の希望賃金(常勤のケース)

単位：年収(月 20 日、1 日 8 時間労働ベース、万円)

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
(a) 認証保育士 (常勤、有資格者)	366.6	57.0	262.2	545.0
(b) 潜在保育士 (常勤希望、有資格者)	379.6	74.5	250.0	550.0
(b)/(a) の比率	103.5%			

【出所】鈴木(2012)

周(2002)は、待機児童が発生する要因を述べている。供給不足の原因に「買手独占市場」<sup>5</sup>「二重労働市場」<sup>6</sup>の仮説が立てられる。全国 47 の都道府県データ(1997~1999 年)を

<sup>4</sup>夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯の 3 つのことを指す。

<sup>5</sup> 保育士市場において買い手側である保育所が圧倒的少数であること。

<sup>6</sup> 公立保育所と民間保育所で別々の市場が形成されていること。

用いて検証したところ、2つの仮説は成立し、保育士市場の独占度が高いほど、そして公立保育所・私立保育所の賃金格差が大きいほど、待機率が高くなることが分かった。

1つ目の仮説は、保育士労働市場が、地域的な「買手独占市場」であることから、認可保育サービスの供給不足が生じるというものであり、賃金の抑制から均衡市場での供給水準を下回っているというものである（買手独占仮説）。買手独占市場とは、労働供給曲線から決まる限界労働費用供給曲線と需要曲線（限界価値生産性曲線）の交差する点が利潤を最大化する点であり、雇用量、賃金ともに完全競争の場合に比べて低いものとなる状態である。これは、労働不足の原因とされている状態である。

2つ目の仮説は、公立保育所保育士の賃金が私立と比較して著しく高い水準に設定されており、公立保育所と私立保育所の間で「二重労働市場」を形成していることが、限られた福祉予算の下では、本来あるべき供給水準を下回らせているというものである（二重労働市場仮説）。公立保育所の保育士の給与は、基本的に地方公務員の行政職の給与体系が適用されているが、一方で私立保育士の給与は、措置委託費の中に含まれる人件費を原資として分配されている。

人件費自体は、国の保育単価に基づいて決定されるが、この保育単価は勤続年数や年齢に関係なく、保育士人数で算出されている。したがって、公立保育所のように、勤続年数によって給与を高めることが出来ないため、平均勤続年数を加味した、賃金格差はさらに大きいものとなる。これらは、私立保育所と公立保育所の間で賃金格差が生じ、セクター間の移動が制限されているという「二重労働市場」が、保育労働市場に形成されていることは疑いようもなく供給不足を引き起こしていることを証明できる。

何らかの方法によって、買手独占的な市場構造を改善し、公立・私立間の賃金格差を是正するべきであるという事が分かったが、規制を強化する方向で賃金格差や買手独占を防ぐ方法と規制緩和を徹底する中で市場メカニズムを通して両者を発展的に解消する方法のうち、後者の手法をとることが望ましい解決方法である。（周（2002））

まず、地域の買手独占の解消については、規制緩和により新たな保育所を数多く参入させるべきである。厚生労働省は、平成12年以来様々な規制緩和策を打ち出し、設置主体制限が撤廃されたが、新たに設立された保育所はわずか34保育所に過ぎない。

この原因については諸説あるが、やはり様々な経営制限・諸規制が併存する中で、経営・営業努力が発揮できず、新規参入しても魅力がない事が原因とみることが自然である。したがって、部分的な規制緩和ではなく、新規参入促進自体を目標とした規制緩和を徹底することが望ましい。そして、保育サービス市場に新規参入が続き、競争原理が根付くことは、単に待機児童解消というだけではなく、サービスの質を高めるうえでも重要である。

次に、公立保育所・私立保育所間の賃金格差を解消するために、公立保育所の民営化を検討するべきであると（周（2002））は主張している。細かい保育単価の設定をやめ、個別の保育所の経営に自由度を与えるべきであり、こうした中で、不自然な賃金格差が解消され、待機児童問題が解決に向かうと考えられる。

民営化の定義は論者に様々であるが、①社会福祉法人に対する方式（社会福祉法人化）②営利法人を含む様々な民間団体に完全に売却する方式（完全民営化方式）③施設の経営権のみを競争入札によって、営利団体を含むより広い民間団体に委託する方式（公設民営方式）の3つが考えられ、（周（2002））のこの論文での民営化の定義はこのすべてを含むものである。

これまで民営化を論じた文献の中には、どちらかといえば①を想定しているものが多く、②や③では、質の低下や低所得者の利用が妨げられると懸念しているものが多い。しかし、①の社福化では、そもそも参入促進や定員拡大のインセンティブが存在するかどうか疑問であり、市場メカニズムが有効に機能することが有効に機能することが期待できない。

# 第4章 待機児童数増加の実証分析

## 第1節 分析の概要

本章では、待機児童数の増減に強い影響を与える要因を探るために、待機児童数の実証分析を行う。

被説明変数には市別の就学前児童数のうち待機児童数がどのぐらいの割合か表す待機児童率を用いる。待機児童率を被説明変数とした理由は、待機児童数では各市の人口によって影響を受けるため、それに左右されないよう待機児童率を用いることとした。

説明変数には待機児童増加の一般的な要因または関連があるとされている 7 つの変数を用いる。

本分析では、ある一定の規模、条件などを統一化するために 2005 年～2010 年までの 6 年間の中核都市 43 市のデータを用いた。中核都市に限定したのは、保育行政の権限が等しいと考えられるからである。この中核都市 43 市のデータは e-stat、e-stat 内の住民基本台帳のデータを参考に、不足していた年次分のデータなどは線形補完によって補完したデータを用い回帰分析を行う。

この分析においてデータとして使用した 43 の中核都市は以下のとおりである。（表 3 参照）

表 3 分析対象都市

北海道 函館市	北海道 旭川市	青森県 青森市	岩手県 盛岡市	秋田県 秋田市
福島県 郡山市	福島県 いわき市	栃木県 宇都宮市	群馬県 前橋市	群馬県 高崎市
埼玉県 川越市	千葉県 船橋市	千葉県 柏市	神奈川県 横須賀市	富山県 富山市
石川県 金沢市	長野県 長野市	岐阜県 岐阜市	愛知県 豊橋市	愛知県 岡崎市
愛知県 豊田市	滋賀県 大津市	大阪府 豊中市	大阪府 高槻市	大阪府 枚方市
大阪府 東大阪市	兵庫県 姫路市	兵庫県 尼崎市	兵庫県 西宮市	奈良県 奈良市
和歌山県 和歌山市	岡山県 倉敷市	広島県 福山市	山口県 下関市	香川県 高松市
愛媛県 松山市	高知県 高知市	福岡県 久留米市	長崎県 長崎市	大分県 大分市
宮崎県 宮崎市	鹿児島県 鹿児島市	沖縄県 那覇市		

備考) 筆者作成。

## 第2節 変数の選択

以下に本分析で用いる待機児童数に影響を与えると一般的に考えられる変数について述べる。

### ●保育所可住地割合（保育所数/可住地面積）

この変数は市の可住地面積のうち保育所がどの割合で存在しているのかを表しており、本稿において独自の変数である。保育所数によって受け入れることができる児童数が相対的に変化するため、待機児童数の増減に影響があると考え。保育所数では市ごとの可住地面積によって保育所設置への物理的な制限を受けるため、この変数を選択した。

### ●幼稚園可住地割合（幼稚園数/可住地面積）

この変数は市の可住地面積のうち幼稚園がどの割合で存在しているのかを表しており、本稿において独自の変数である。児童が3歳児から子どもを預ける場所の選択肢として、保育所のほかに幼稚園という選択肢が増えるため、幼稚園の増加は待機児童の減少につながると考える。幼稚園数では市ごとの可住地面積によって幼稚園設置への物理的な制限を受けるため、この変数を選択した。

### ●出生率（年間出生数/人口×1000）

この変数は人口に対するその年の出生数の割合を表した変数である。子どもが産まれる数が多いということは相対的に待機児童数の増加につながると考える。出生数では市ごとの人口によって影響を受けてしまうため、この変数を選択した。

### ●離婚率（離婚件数/人口×1000）

この変数は市の人口のうちの離婚件数の割合を表した変数である。離婚により母子または父子家庭となった世帯では親が仕事をしている間、子どもが一人になってしまうため保育所利用の必要性が増す。このことからこの変数は待機児童数の増加につながると考える。離婚件数では市ごとの人口によって影響を受けてしまうため、この変数を選択した。

### ●核家族世帯率（核家族世帯数/一般世帯数×100）

この変数は一般世帯数のうちの核家族世帯数の割合を表した変数である。核家族世帯では親が共働きの場合、祖父や祖母から育児の援助を受けづらいため、子育ての負担が大きいといった理由から保育所利用への必要性が増す。このことからこの変数は待機児童数の増加につながると考える。核家族世帯数では市ごとの人口によって影響を受けてしまうため、この変数を選択した。

### ●女性就業率（女性就業者数/女性15～64歳人口×100）

この変数は女性労働力人口（15～64歳人口）のうち的女性就業者数の割合を表した変数である。働く女性が増えることによって在宅での育児が難しくなり保育所利用者数の増加、すなわち待機児童数の増加につながると考える。女性就業者数では市ごとの人口によって影響を受けてしまうため、この変数を選択した。

### ●課税対象所得（1000円）

この変数は所得を課税物件とする租税、事業税などにおいて課税標準となるべき所得から所定の所得控除を差引いた所得金額を表す変数である。所得が多い家庭では共働きによ

って生活費を稼ぐ必要が少なく在宅での育児がしやすくなるため保育所利用の必要性が低下し待機児童数の減少につながると考える。

以下、変数の元となったデータの出所についてまとめた。（表 4 参照）

表 4 変数の出所

データ名	データ抽出先
女性就業者数	e-stat から線形補完により筆者作成
就学前児童数	e-stat から線形補完により筆者作成
一般世帯数	e-stat から線形補完により筆者作成
核家族世帯数	e-stat から線形補完により筆者作成
人口総数	住民基本台帳より筆者作成
15～64 歳女性人口	住民基本台帳より筆者作成
待機児童数	E-stat
出生数	E-stat
離婚件数	e-stat
幼稚園数	e-stat
保育所数	e-stat
可住地面積	e-stat
課税対象所得	e-stat

備考) 筆者作成。



### 第3節 変数の選択

推定結果は以下のとおりである。表5を参照されたい。

表5 分析の推定結果

変数	係数
切片	0.094 (0.189)
保育所可住地割	-44.537* (-2.894)
幼稚園可住地割	97.093* (4.683)
出生率	-0.029 (-1.313)
離婚率	0.139 (0.146)
核家族世帯率	0.006 (0.788)
女性就業率	4.3E-07 (0.002)
課税対象所得	-5.4E-10* (-3.016)
補正 R2	0.157
観測数	258

\*は5%の有意を示す。

備考) 筆者作成。

分析結果から有意となった変数は、正に有意となった幼稚園可住地割合、負に有意となった変数は保育所可住地割合、課税対象所得となった。このことから幼稚園数が増えると待機児童数が増加し、逆に保育所数と課税対象所得が増えると待機児童数が減少すると解釈できる。

幼稚園数が増えると待機児童数が増加することについては、幼稚園は保育時間が短く、料金が保育所に比べて高いといったことから、保育所の代わりとして子どもを預ける場所の選択肢にはならず、児童数が多い地域では相対的に幼稚園数と共に待機児童数も多くなっていると解釈した。

保育所数、課税対象所得が増えると待機児童数が減少することについては、保育所数の場合、純粹に保育所側の受け入れ可能人数が足りておらず保育所数を増やすことによって受け入れ人数が増えるため待機児童数が減少すると考え、課税対象所得の場合では所得が低いと両親が共働き等をする必要性が生じ在宅育児が困難となる、また所得が低いために子どもを預ける選択肢として保育料金が低設定されている公立保育所等以外選ぶことができないといった問題が生じるが、所得の上昇によりそれらの問題が解決され待機児童数が減少すると考えた。

## 第5章 政策提言

### 第1節 保育料の規制価格撤廃

本稿では、回帰分析を行った結果の1つとして、保育所数が有意に働くことがわかった。これは、保育所数が現時点で足りていないことを意味し、保育所数の増加が待機児童の減少に繋がるということである。

そこで本節では、認可保育所に設けられた保育料の規制価格を撤廃し自由化することを提案する。認可保育所では、国が保育所徴収金基準額を定め、地方自治体がさらに低い保育料を設定するため実質的な価格規制が行われている。均衡価格よりも低く設定された保育料の下では、超過需要が発生してしまい、その弊害として待機児童が発生している。

価格規制を撤廃し保育料を自由化することにより、価格が高くなった地域での参入が進むため、超過需要は大幅に解消される。価格が適正な水準にまで上昇すれば保育に従事する人々の賃金も上昇するため、労働供給も増大し保育に従事する人が増え、供給不足も解消される。その結果、保育所が増加し待機児童の解消に繋がる。また、保育料を引き上げた分、政府から供給者への補助金を無くす必要がある。

現状では、法律において、市町村の設置する保育所の保育費用は、市町村とその保護者が負担するとなっているが、具体的な額やそれぞれの負担割合は定められていない。法律に保育料が明記されていないため、国が保育所徴収金基準額を、人件費（俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金）、管理費（光熱水費、消耗品費、職員健康管理費など）、及び事業費（給食費、保育材料費など）といった認可保育所を運営するにあたって必要な額を算出し、市町村に提示する。そして、市町村は、国から提示された基準額を参考に、家計に与える影響や地域性を考慮し、入所児童の年齢や世帯収入に応じ保育料を定める。このような過程を経て、認可保育所の保育料は決定されている。

しかし、地方自治体が定めた保育料は、国が示す基準額よりもさらに低くなっている。そのため、地方自治体により定められた保育料は、認可保育所の需要と供給から決まる価格よりも低い状態にあると考えられる。この抑制された価格は、実質的な価格規制として働き、超過需要、すなわち待機児童を生み出していると考えられる。

本稿で考える保育料の決定方法は、保育所が自由に保育料を決定し、均衡価格に任せるものとする。保育料価格を原則自由化する利点・必要性は次の4つである。

第1に、利用者が保育所に対して保育料を直接支払うことができる点である。応益負担の保育料は応能負担とは異なり、保育所が利用者の所得という個人情報に触れることなく、保育料を徴収できる。このため、サービス受け、それに対する対価として保育料を支払うという保育所と利用者の本来の関係が明確化できる。

第2に、保需給調整の仕組みが確保できる点である。通常の市場メカニズムと同様、保育所不足の地域があれば、まず、保育料価格が上昇し、保育所数が増加する。その結果、需給が調整される。

第3に、供給増が図られる点である。市場メカニズムが優れているのは、価格が上昇した場合それは利益が生まれるシグナルであるために、参入が促進されて、結局、元の水準

に戻る。行政による割当とは異なり、需給調整によって、自然に供給量が増加するメカニズムが組み込まれているのである。

第4に、価格が自由化されることで、各保育所同士の競争原理が働き、サービスの質の切磋琢磨・創意工夫が行われる。少子化部会・第1次報告が提案している「公定価格」では、いくらサービスの質を改善しようとも収入が変わらないために、そのような経営努力を行なうインセンティブがない。少子化部会では、固定価格の場合でも、直接契約で利用者の選択が行われればサービスの質の競争が起きるといった議論があったようであるが、これは非現実的である。なぜならばこの保育サービス市場の特質は圧倒的な需要超過にあるからだ。利用者の選択の余地は小さいことから、利用者の取り合いという状況は生まれにくい。したがって、サービスの質の競争は起きにくいのである。競争原理が働くためには価格の自由度を増して、供給増を促す必要がある。また、質の競争とともに価格競争も起きるため、運営費の効率化が期待できる。

現状として、2000年の民間企業の認可保育所への参入規制緩和により、異業種から保育所経営への参入が可能になった。保育所の設置は地方自治体と社会福祉法人に限定されていたが、現在は一定の要件を満たせば株式会社やNPO（民間非営利団体）、学校法人などの参入が認められる。しかし、実際に参入した企業は少ないということが現状である。市町村の予算によって参入されても、財政的に厳しいため、地方自治体は参入させたくないものである。保育所経営とは別の事業を主業としている企業 1039社のうち、老人福祉、幼稚園、病院などを含む「サービス業」が987社（95.0%）と大部分を占めている。保育所経営と親和性の高い教育・社会福祉関連からの参入が目立つ。このほか、少数にとどまるものの、「小売業」（19社）、「不動産業」（11社）、「運輸・通信業」（8社）からの参入も見られた。主業または従業として保育所経営を行っていることが判明した5341社について法人形態別に見ると、「社会福祉法人」が4598社を数え、全体の86.1%と大多数を占めた。2000年の規制緩和を機に異業種からの参入が進んでいるものの、企業の参入は「株式会社」（261社、4.9%）と「有限会社」（78社、1.5%）をあわせても未だ1割に満たない。以下、「学校法人」（155社）、「特定非営利活動法人」（116社）、「医療法人・医療法人社団」（49社）の順となっている。

このように、2000年の規制緩和後に参入は進んだが、企業の参入は「株式会社」と「有限会社」をあわせても未だ1割に満たないというのが現状である。株式会社に保育所経営を容認しても生産性を上げる余地が少ないため、設定された公費と利用料の範囲でしか収益は見込めない。したがって、単に規制を緩めるだけでは保育所事業に参入する企業は増えない。

本稿では、保育料の規制価格と補助金を撤廃することにより、今まで以上の利益が見込まれることになり、企業にとって保育所事業参入のメリットが生まれると考える。

都市部を中心に、子どもを預けたくても定員オーバーで預けられない待機児童問題。働きたい女性の増加が、保育所の新設に追いつかないことも大きな一因である。保育料の規制価格撤廃と認可保育所への補助金撤廃により、保育所と保育士が増加し待機児童が解消されるのである。

## 第2節 バウチャー制度

次に、本節では「バウチャー制度」を政策として提案する。0歳から5歳の就学前児童を持つ家庭のすべてを対象に現金、または保育料のどちらかを給付する。現金給付を希望する家庭には、保育料給付を希望する家庭よりも給付額を減らすこととし、家庭内の就学前児童数に合わせて給付する。

バウチャー制度で現金または保育料を給付する理由としては、本稿の行った回帰分析から、課税対象所得の増加は待機児童率に有意に働くことが挙げられるからである。家計の収入・支出のうち、子育てにかかる支出分を、バウチャー制度によって受けた給付（収入）で賄うことができ、そうすることで、家庭内の所得は擬似的に増えることとなり、保育所へ預けやすい状況が生まれる。

擬似的に所得が増加することで需要側である家計の負担は軽減され、資金に余裕が出る場合は、さらにより保育所へと預けようとするインセンティブが働く。そして、いままで保育所に預けたくても家庭の収入が少なく困窮であった場合や、希望する保育所の保育料が高くて支払うことが難しかった場合も、保育所に預けやすくなると考えられる。また、現金での給付を希望する場合は、在宅保育を希望する家庭にも有意に働くように工夫することが必要であると同時に、できるだけ保育目的に利用するインセンティブを高める必要があると考えられる。

先ほど提案した認可保育所の規制価格の撤廃、および補助金の撤廃という政策により今まで補助金として使われてきた財源を確保することができる。また後ほど提案する、保育保険制度の導入により、バウチャー制度で必要となる財源は確保される。そして、これらの政策に加えて最後に提案する保育所監査制度を設けることで、子どもを預ける家庭にとっても、様々な保育所の中から選ぶことが出来るといった体制が整えられる。こうした状況により、保育所に通う子どもたちは、出来るだけ質の高い保育を受けることとなり、保育料が高いために子どもを希望する保育園へ通わせることが出来なかった家庭の数は減少するといえる。

そのような背景をもとに、ここからは私たちの提案するバウチャー制度の具体的な案について述べていく。

まず、給付の対象となるのは全国の0歳から5歳までの就学前児童を持つ全ての家庭とする。給付期間は、最大で5年間であり、月初めに支払いが行われる。つまり、0歳の場合、0歳1カ月を迎える月から給付がはじまる。給付先は、保育所または家庭であり、給付形態は、保育料での給付を受ける場合と現金での給付を受ける場合の2パターンである。

1つ目に、保育料での給付を受ける場合は、各家庭が入所申請した保育所に、直接、国から支払いが行われる。直接、家庭には保育料として給付されないこととする。したがって、家庭の保育にかかる費用は減少し、各家庭が希望する保育所へと通わせやすくなることが考えられる。

2つ目に、保育料ではなく現金での給付を希望した家庭の場合、保育料での給付金額より少ない額を現金として毎月支払うことにする。

ここで注意しておきたいことは、保育所に国から支払われる保育料は補助金ではないということだ。保育所は、預けてくれる家庭数を維持または増やすための努力をし続けなければ、子供を預ける側は、バウチャー制度によってさらに良い保育所に預けようとするインセンティブが働くため、質の悪い保育所から撤退していき、保育所はどんどん経営難に陥る。したがって、安定して国から保育料を得るためには、より一層、顧客となる家庭を獲得する努力が必要となることを意味している。

また、0歳のうちは在宅保育をするので現金での給付を申請し、育児休業の終了する1歳半から保育料での給付を希望する場合も可能にする。この場合、「いずれ子どもを保育所へ預けることを考えている」と受け取ることが出来るため、保育所に通わせるまでに家庭に支払われる現金を、今後家庭から支払う保育料へと積み立てることが出来る仕組みも作る。そうすることで、よりバウチャー制度によって給付される現金を保育目的に使用してもらうことに成功し、家庭の保育ニーズに応えることも出来ると考えられる。

バウチャー制度によって、親への所得負担が保育所利用者だけでなく在宅保育者も減少し、子どもを保育所で預けること、家で育てることも含めて金銭面では子育てに対する安

心感を少なからず高めることができるため、子どもを取り巻く環境も合わせて保育の質自体も高まることが見込まれる。

### 第3節 保育保険

次に本節では保育保険という社会保険を設立することを提案する。モデルとして介護保険を用いる。高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスの確保のために存在するのが介護保険である。その介護保険のフレームワークをそのまま借用したものを、保育保険とする。子育て支援を社会全体で支え合う仕組みが保育保険である。

保育保険設立の上で2つ問題がある。1つ目は介護に関しては介護が将来必要になるかもしれないという不確実性があるが、保育に関しては自らが選択して産んだことであることからリスク的な要素があまりないことである。働く女性には子どもを持つことは、キャリアに対して多少のリスクがある。2つ目は結婚しない人・結婚しても子どもを持たない人に対する根拠付けの問題である。これに関して本稿では「子どもは一種の公共財」とあると考える。子どもは両親や家族など特定の人に必要とされているのではなく、社会全体に必要とされているものである。人口が減ることの外部不経済が非常に大きければそれを是正する必要があるので、子どもを産む家庭に対しては社会全体で補助するべきである。また子どもを持たない人も将来保育保険によって育った子どもたちから年金を受け取ることとなる。それはつまり他の人の子供から長期的にサポートされることであり、ギブアンドテイクの関係が成り立つのだ。現在のように一方的に若者層が高齢者層を支えるのではなく、若者層も小さい頃にこの保育保険によって良い子育て環境を受けられたからこそ支えようという考えに結びつく。そのためにはやはり保育保険が必要であり、被保険者は納得して保育料を払うことができるだろう。

保育保険によるメリットは主に2つ挙げられる。1つ目は保険にすることで子育て支援に当てられる財源をきちんと確保できること。2つ目は保育保険によって給付を目当てに子供を持つというモラルハザードが起きるといった可能性が考えられることである。このモラルハザードは年々少子高齢化が進む日本において少子化対策となるのだ。保育保険に関してモラルハザードは全く問題になることなく、むしろ望ましい制度と言える。

ここからは保育保険が具体的にどのようなものか述べていく。保育保険の被保険者は20歳～39歳である。これは介護保険の被保険者が40歳からであること、また20歳～39歳に子供を持つ人が多いことからである。保育保険は現在の介護保険のフレームワークをそのまま借用するため、現在の介護保険制度というのがどういった仕組みか見ていく。

介護保険制度の特徴は大きく4つある。①利用者が自らサービスの種類や事業者を選んで利用できること。②介護サービスの利用計画（ケアプラン）を作って、医療・福祉のサービスを総合的に利用できること。③民間企業、農協、生協、NPOなど多様な事業者によるサービスの提供があること。④所得に関わらず1割の利用者が負担することである。介護保険の財源構成は、65歳以上の者からなる第1号被保険料と40歳～64歳までの者からなる第2号被保険料を合わせて保険料50%と、国庫負担金や都道府県負担金や市町村負担金や調整交付金からなる公費50%から成り立っている。介護保険制度は3年が1サイクルとなっていて、市町村は3年に1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。また、保険料に関しても3年間を通じて財政の均衡を保つように設定される。これらの介護保険制度の枠組みを利用して保育保険を設立する。

## 第4節 保育所監査制度

最後に本節では保育所監査制度を提案する。この制度は、保育所監査員が認可保育所、無認可保育所、認証保育所、保育ルーム、ベビーホテルなどすべての保育施設を定期的に訪問し、事前に決められた評価基準を元に評価していくというものである。

保育所監査制度を導入する理由としては、保育の質を保つことと、無認可保育所や保育ルームといった認可外の保育施設は全て良くないというイメージをなくすことが挙げられる。

先ほど提案した、認可保育所に設けられている規制価格をなくすという私たちの政策の一つにより、保育市場に参入しやすくなり保育所が増えることが考えられる。保育所が増えると、利益だけを追求し保育の質を考えていない保育所など、保育の場としてふさわしくない保育所が存在する可能性がある。そのような保育所をなくし、どの保育所でも親が子供を安心して預けられるような環境を整えるというのが保育所監査制度導入の狙いである。

また現在、認可外の保育所は規制を守れていないので認可保育所と比べて望ましい保育の場ではないというイメージが一般的であるが、実際には認可されていなくても質の高い保育の場を提供している保育所はたくさんある。保育所監査制度によって、認可も認可外も関係なく全て平等に評価し、そのなかから評価の高かった保育所を公表することで、このようなイメージをなくしていきたいと考える。

それではここから本節で提案する保育所監査制度の具体的な案について述べていく。まず保育所監査員になれるのは公立保育所で15年以上の勤務経験がある者とする。これは保育士経験のない公務員よりも、長い間実際の現場で働いてきた者のほうが細かいところまで目が届き、正確な評価を下せると考えるからである。保育所監査員は事前連絡なしで定期的に全ての保育施設を訪問し、3ヶ月ごとに各保育施設の評価付けを行い、評価と改善すべき点を通達する。そして、A・B・Eランクに関しては一般に公表する。

評価制度は次のAからEの5段階評価とする。

- A・・・保育の場として最善の環境を提供している。
- B・・・安心して子供を預けることができる。
- C・・・改善すべき点もあるが、安心して子供を預けることができる。
- D・・・改善すべき点が多く見受けられる。
- E・・・安心して子供を預けることができない。

Eランクと評価するのは、Dランクと評価付けされたにも関わらず改善できていない、または改善しようという努力が見られない場合に限る。また、全ての保育施設がAランクになることが望ましいので、Aランクは全体の15%以内でBランクは全体の20%以内といった割合は定めない。

この保育所監査制度は、保育の質を保つことと、認可外の保育所に対するイメージを変えることを目的とするが、それ以外にもメリットが2つ存在する。

まず、A・B・Eランクは公表されるという規則により、Aランクと評価されればそれは保育の場として最善な環境と見なされたことになるので入所希望者の増加に直結すると考える。よって全ての保育施設はAランクを目指すことになるであろう。また、無認可保育所だけでなく今まで補助金の恩恵を受けてあまり経営努力してこなかった公立保育所なども努力することになり、結果的には保育の質が底上げされて、現在よりも高い保育の質を提供できるのではないかと考える。そして逆にEランクと公表された保育施設は入所希望者が集まりにくくなり、今までそこにいた子供たちも他の保育所に移動していく可能性があるため、その保育所は経営破綻するか改善していくかという選択肢しか残らない。よ

って今まで見過ごされてきた保育の場にふさわしくないとされる保育所はなくなっていくのではないだろうか。

もう1つのメリットとして、認可保育所の規制価格をなくすという政策に加えて保育所監査制度を行うことにより、さらに保育市場に参入しやすくなる環境が整うと考える。先ほど述べたとおり、今までは認可外というだけで悪いイメージになってしまっていた。さらに認可保育所は規制価格を設けるかわりに補助金が支給されるので、それによって経営努力なしに安い保育料に設定することができ、それよりも高い保育料に設定せざるおえない認可外の保育所や保育ルームは圧倒的に不利な立場であった。認可保育所の規制価格をなくすことで保育料の差をなくし、保育所監査制度により認可外の悪いイメージをなくす。この2つの改善によって従来よりも保育市場は参入しやすいものとなり、それにより保育所の数が増えて、結果的に待機児童の解消に繋がるのではないだろうか。

## 終わりに

---

本稿では「待機児童解消を目指して」というビジョンの実現のために経済学的視点から研究を行った。その上で 1. 保育料の規制価格の撤廃、2. バウチャー制度、3. 保育保険、4. 保育所監査制度を政策として提案した。少子高齢化が深刻化している現状において、待機児童問題解決は急務である。確かに、地方自治体の取り組みや工夫などによって成果を出している地域はあるものの、今の制度では経済学的に見て根本的な矛盾を抱えているため制度改革という面から改善が必要ではないかと考える。また、子どもを育てる環境、認識において日本は時代的に遅れていると、研究を通じて感じた。現状は、厚生労働省のもとで行われる少子化部会でもなかなか抜本的な改革ができず、国としても問題を地方自治体に丸投げする形になっている。今後、さらに少子化が進み将来日本が大きな問題に直面する前に、政治的なレベルでの議論がもっと活発的に行われることが重要であると考える。

本稿の研究では経済学的視点からのアプローチとなったため政策提言において実際の現場についての意見や、保育の質と言った面で分析・議論ができず、また政策提言そのものについても具体的な政策内容、実証確認などができなかったが、今後はこれらのことを課題として研究を進めたい。



# 先行研究・参考文献・データ出典

---

## 先行論文

- 周燕飛(2002)「保育士の労働市場からみた保育待機児問題」『日本経済研究』第46期、131-148
- 鈴木亘(2008)「保育制度への市場原理導入の効果に関する厚生分析」『季刊社会保障研究』Vol.44,41-58
- 鈴木亘(2012)「財源不足下でも待機児童解消と弱者支援が両立可能な保育制度改革～制度設計とマイクロ・シミュレーション」『学習院大学経済論集』第48巻第4号
- 周燕飛・大石亜希子(2003)「保育サービスの潜在需要と均衡価格」『季刊家計経済研究』No.60, 57-68
- 八代尚宏・鈴木亘・白石小百合(2006)「保育所の規制改革と育児休暇」『日本経済研究』53,P.194-219

## 参考文献

- 西宮市こども支援局子育て事務部児童福祉施設整備課「保育所待機児童解消計画について」
- 東京都福祉保健局  
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/index.html>)  
2014/10/27 アクセス
- 東京福祉ナビゲーション  
([http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/contents/tokushu/ninsyo/ninsyo\\_02.html](http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/contents/tokushu/ninsyo/ninsyo_02.html))  
2014/10/27 アクセス
- 日本保育協会  
(<http://www.nippo.or.jp/about/>) 2014/10/27 アクセス
- 東京大学  
(<http://www.iam.u-tokyo.ac.jp/hoiku/02.html>) 2014/10/27 アクセス
- 保育士の資格・試験・通信講座  
(<http://保育士の資格.com/shigoto06/>) 2014/10/27 アクセス  
厚生労働省社会福祉行政報告例 備考) 鈴木(2012)より引用。  
(<http://www.nippo.or.jp/howto/>) 2014/10/27 アクセス
- 厚生労働省「国民生活基礎調査」  
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/1-4.html>) 2014/10/27  
アクセス
- 厚生労働省「介護保険制度の概要」

([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/)) 2014/10/27 アクセス

- 公正取引委員会事務総局 『株式会社に対する参入規制』 (<https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/hoiku/katsudou.files/02shiryu2.pdf>) 2014/10/27 アクセス

## データ出典

- e-stat 政府統計の窓口(2014)「地域別統計データベース」 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/chiiki/CommunityProfileTopDispatchAction.do?code=2>) 2014/10/27 アクセス
- e-stat 政府統計の窓口(2014)「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」 ([http://www.estat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?\\_toGL08020101\\_&tstatCode=000001039591&requestSender=dsearch](http://www.estat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001039591&requestSender=dsearch)) 2014/10/27 アクセス